

様式3の1 指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日：令和6年10月1日～令和7年1月31日)

業 者 名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1 株式会社サンキ	京都府亀岡市	令和6年10月28日 ～ 令和6年11月27日 (1箇月)	工事等関係者事故 (別表第1第3号(1)イ)	【令和5年11月22日】亀岡市発注の工事において、資格のない者が移動式クレーンを運転し、作業員1名が死亡する事故を発生させたとして、同社社長が検察庁から労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪で略式起訴され、亀岡簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。	工事
2 三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	令和6年11月15日 ～ 令和6年8月14日 (9箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2号(2)ウ) ※措置要領第4条第4項及び同条第6項適用	【令和6年10月31日】複数の事案において、公共の利益に反して財物・利益保険等の取引分野における競争を実質的に制限したとされる同4社に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたため。	物品
3 損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区	令和6年11月15日 ～ 令和6年8月14日 (9箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2号(2)ウ) ※措置要領第4条第4項及び同条第6項適用		物品
4 東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	令和6年11月15日 ～ 令和6年8月14日 (9箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2号(2)ウ) ※措置要領第4条第4項及び同条第6項適用		物品
5 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	令和6年11月15日 ～ 令和6年8月14日 (9箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2号(2)ウ) ※措置要領第4条第4項及び同条第6項適用		物品
6 株式会社ケーケーシー情報システム	京都市上京区	令和7年1月10日 ～ 令和7年4月9日 (3箇月)	契約違反 (別表第2第5号(3)イ)		本府が委託している納税通知書作成業務において、委託先である(株)ケーケーシー情報システムの再委託先業者にてランサムウェア感染が発生し、納税通知書対象者のデータがインターネット上に公開される個人情報漏洩事案が発生し、直接委託者との間で締結した委託契約書の規定に違反したため。
7 西部オート株式会社	京都府宇治市	令和7年1月16日 ～ 令和7年2月15日 (1箇月)	契約違反 (別表第2第5号(2)ウ)	本府が一般競争入札により締結した売買契約について、契約業者から履行期限内の履行が不可能であるとして契約解除の申し出があり、本府にて契約の合意解除を行ったことから、物品又は役務の調達契約の相手方として不適当であると認められるため。	物品